

市産品登録申請にあたっての確認書

【申請する製品・資材に関する要件】

- 本市の区域内に本社若しくは本店を有する事業者により製造された製品・資材、又は本市の区域外に本社若しくは本店を有する事業者により本市の区域内で製造された製品・資材であること
- 規格等に関して法令に違反しないものであること
- 特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令に定められた権利の帰属について、法律上の争いが生じていないものであること

【申請者（事業者）に関する要件】

- 和歌山市物品等調達事業者指名停止要綱第2条第1項及び第2項に規定する指名停止を受けている有資格業者でないこと
- 和歌山市が行う調達契約等から暴力団排除に関する事務取扱に関する事務取扱要領第2条第6号に規定する排除措置対象法人でないこと

【提出書類に記載されている各種情報の取扱いに関する留意事項】

- 提出書類に記載されている各種情報の一部（申請事業者名及び市産品に該当する品目名等）を市のホームページで公表するとともに、申請事業者のホームページ等へリンクを貼ります。また、提出書類に記載されている各種情報は、市産品の優先的な調達・活用に努めるために市の組織内において共有します。
- 提出書類の記載されている各種情報に関して、市の他部署（調達課・技術管理課など）から問合せ、確認の連絡をさせていただく場合があります。
- 申請書類に記載されている市産品の分類は、申請内容確認の過程で変更される場合があります。また、本制度において使用する分類表については適宜見直しを行う場合があります。

上記の記載事項について確認・了承の上、和歌山市市産品登録の申請を行います。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名